

子どもと高齢者の交通事故防止

春の全国交通安全運動

平成27年5月11日（月）～5月20日（水）



思いやりの光景が
みんなを笑顔にする

推進のテーマ

○みんなでつくる通学路の交通安全

○思いやり 気持ちで守る 高齢者

最重点

○子どもと高齢者の交通安全

重
点

1 自転車の交通安全

2 飲酒運転の根絶

3 夕暮れ時の交通安全

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



平成27年度 春の全国交通安全運動 重点項目

重点目標

子ども・高齢者しっかり見つめて交通安全運動

少子化が進む中、次代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守ることが重要です。また、高齢者の人口や高齢運転者の増加に伴い、高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されます。子どもと高齢者自身が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、社会全体で子どもと高齢者を思いやりましょう。

重点

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



※ 6歳未満のお子さまにはチャイルドシートの着用が定められています

重点

飲酒運転根絶運動

飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質危険な犯罪です。その危険性、反社会性を市民一人一人が認識することにより、「飲酒運転は絶対に許さない」尼崎を実現し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転追放「三ない運動」

- ・酒を飲んだら車を運転しない
- ・運転するときは酒を飲まない
- ・運転する人には酒を飲ませない

ハンドルキーパー運動

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人、（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届けましょう。

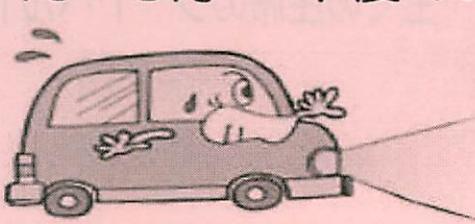


重点 夕暮れ時の交通事故防止

夕暮れ時は人や車の動きが活発となるほか、視認性の低下による交通事故の多発が懸念されます。車両の早めのライト点灯歩行者・自転車利用者の明るい服装、反射材用品等の活用を呼びかけ、夕暮れ時の交通事故を防止しましょう。

夕暮れ時の早めのライト点灯推奨時間

- ・4～9月 午後5時
- ・10～3月 午後4時



重点

自転車安全利用推進運動

自転車による一時不停车や信号無視は、交通事故に直結する危険な行為です。自転車は道路交通法に定められた車両です。道路交通法、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例による交通ルールを守り、利用マナーを徹底して自転車を安全に利用しましょう。交通事故を防止するとともに、事故にあった時のために自転車保険にも加入しましょう

尼崎市ではこんなに自転車の事故が…

※ 平成26年の人身事故に占める自転車関連事故の割合

⇒ 尼崎 42% (県下平均 22.6%)



中でも 交差点付近での出会い頭の事故が
半数以上を占めています



交差点付近では必ず一旦停止をしましょう!!!

※昨年1年間は、違反者120人に交通（赤色）切符を警告は、45,322人にはしています。

自転車による違反と罰則 甘く見てませんか？

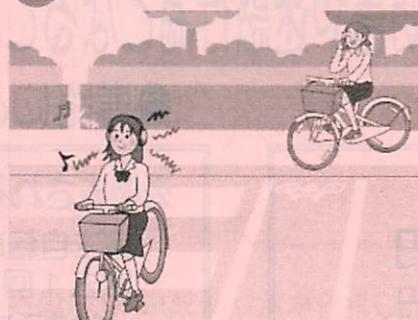
信号無視・一時不停车

罰則 3ヶ月以下の懲役
又は 5万円以下の罰金



携帯電話操作・ 大音量で音楽等を聴取

罰則 5万円以下の罰金



夜間の無灯火運転

罰則 5万円以下の罰金



二人乗り運転

罰則 2万円以下の罰金、科料



歩道上での歩行者妨害

罰則 2万円以下の罰金、科料



飲酒運転

罰則 5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金



※ 歩行者の通行を妨げ又は脅かさないよう、歩行者への思いやりのある自転車利用をしましょう!!!

加害者になってしまふと重い責任も

事例 1 女子高校生が、携帯操作中に前方の歩行者と衝突！！！

賠償額

5,000万円



事例 2 小学5年生が、坂道を走行中歩行中の高齢者と衝突！！！

賠償額

9,500万円



自転車保険加入の義務化に伴う。
周知徹底!!!

「少しの間だから」「自分一人ぐらい」という安易な考え方の払拭

道路上に置かれた放置自転車が引き起こす問題とは？

- ・人や車などの安全な通行の妨げとなる
- ・緊急自動車の活動の支障をきたす
- ・街の美観の悪化・・・などなど



放置自転車が歩行者の通行妨害や迷惑行為となることの認識と駐輪場等の利用

●駐輪場にとめた場合

※主な駐輪場の利用料金

1日利用：150円

(定期)1ヶ月：2,100円

3ヶ月：5,900円

(料金等は駐輪場によって異なる場合がありますので、詳細はそれぞれの駐輪場へ確認してください。)

●道路にとめた場合

※撤去される場合があります

撤去自転車の返還費用

撤去1回につき、

自転車：2,500円

原付：5,000円

(撤去後、1ヶ月を経過しても引き取りのない自転車・原付は処分します。)

※ 駐輪場及び放置自転車の撤去については、尼崎市放置自転車対策担当 (TEL6489-6504) まで

〈春の全国交通安全運動 推進機関・団体（順不同）〉

尼崎市

尼崎南・東・北警察署

尼崎市教育委員会

尼崎南・東・北交通安全協会

尼崎市市民運動推進委員会

尼崎市生活安全課 TEL 6489-6502